

こ障福第 3643 号

令和 2 年 3 月 24 日

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

**新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 5）**

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について、令和 2 年 2 月 28 日、3 月 5 日、3 月 12 日にそれぞれ通知を发出了しましたが、春休み期間中の取扱いについて、国から通知がありましたので、本市の取扱いをお知らせします。

1 これまでの取扱いの延長について

令和 2 年 2 月 28 日、3 月 5 日、3 月 12 日に当課から发出了した通知の内容は、春休み期間中も引き続き用いることとします。なお、学校始業時の取扱いについては、別途ご連絡します。

2 その他

各事業者の皆さまには、今回このような取扱いがなされている経緯・趣旨を踏まえ、適正な運用がなされるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4279

FAX：045-663-2304

事務連絡
令和2年2月28日

横浜市内の放課後等デイサービス事業所 管理者様
児童発達支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知が発出されています。また、神奈川県障害サービス課からも、地域の事業所向けに事務連絡が出されているところです。

横浜市においても、神奈川県から発出された事務連絡の扱いの通りとし、その他の部分について以下の通り補足いたします。

1 横浜市立の学校の休校について

横浜市立の学校については、3月3日（火）から休校となります。横浜市立の特別支援学校については、全学部で緊急受入れが実施されます。詳細については別に添付する通知をご参照ください。

県立の養護学校については取扱いが異なりますので、これについても添付の資料をご参照ください。

2 人員欠如の取り扱いについて

事業所において児童を安全に受け入れることができる範囲で、利用者が10人以下の場合は2人以上、11人以上の場合は3人以上の人員を必ず配置することとしますが、これについては児童指導員等の資格は問わず、柔軟に対応することとします。

3 利用の調整について

厚生労働省からの通知においては、「教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること」という記載がありますが、本市における状況に鑑み、事業所間での調整を基本とするようお願いいたします。

4 開所時間減算の適用について

放課後等デイサービスの基本報酬について、学校休業日の扱いとして請求してもよい、とされていますが、開所時間減算を適用した場合に、放課後の区分よりも報酬が下がる場合があることから、臨時休業の期間の営業時間が6時間未満であっても開所時間減算は適用しないこととします。

5 個別支援計画の作成について

営業時間を早めて児童を受け入れることとした結果、面談の対応ができなくなったり、児発管が学校の休校の影響等により出勤できなくなったりするなどにより、個別支援計画の作成ができなくなる場合が想定されます。

現時点で、3月13日までに面談、更新が予定されていたものについて、電話及び郵送による対応や、面談日を延期する対応を可とします。

これについては、その経過と状況について後日個別支援計画を作成した際に、必ず記録することとしてください。

6 その他

上記については、令和2年3月13日（金）までの取り扱いとし、それ以降の取り扱いについては別途連絡します。

問合せ先

横浜市こども青少年局

障害児福祉保健課 酒井 柄 笠木 青木

電話：045-671-4279

FAX：045-663-2304

こ障福第 3364 号
令和 2 年 3 月 5 日

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 2）

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症への対応について、令和 2 年 2 月 28 日に事務連絡を発出しましたが、問い合わせの多い事項について、横浜市内の扱いを以下の通り補足いたします。

1 事業所と契約を締結していない児童の受け入れについて

学校の臨時休業等により、これまで利用していなかった児童にサービスを提供する場合があります。そのような場合であっても、契約に関する事務は従前の通り事業所で定める手順の通り行うこととしてください。

ただし、これにより新たに受け入れた児童の個別支援計画について、利用開始前に作成することは困難であることから、利用開始後できる限り速やかに作成することとします。

2 延長支援加算の算定について

これまで延長支援加算を算定していなかった事業所において、学校の臨時休業等にあわせて、営業時間を 8 時間以上確保し、延長支援加算の対象となる時間の支援を行った場合には、本市への届出を事後的に行うことで、当該加算の算定を行うことを可とします。

この場合、3 月 13 日までの加算の算定については、個別支援計画への記載は求めませんが、実績記録票に延長支援加算を算定する旨を記載し、保護者の確認を得ることとします。

3 「学校休業日」の扱いについて

横浜市立の学校で行っている緊急受入れにより学校に行った日に、サービスを提供した場合でも、基本報酬は学校休業日の扱いとしてください。

4 定員超過減算の扱いについて

横浜市内の状況や、感染拡大の防止という目的を踏まえ、定員 10 名の事業所における定員を超えた受け入れについては、児童を安全に受け入れることができる範囲で行うことを前提に、原則として最大でも 15 名までとします。

なお、定員の 150%を超える受け入れを行った場合には、通常通り定員超過減算を適用することとします。

5 居宅等において、できる限りの支援の提供を行った場合の給付費について

令和2年2月28日に厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」にある、「児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には（中略）、特例的に報酬の対象とする」という記載について、以下の場合に報酬の対象とすることとします。

【報酬の対象とするための条件】

- ① 当該児童が新型コロナウイルス感染症の予防等のため、事業所を欠席していること
- ② 居宅への訪問、電話、ビデオ通話等により、児童の健康管理や相談支援を行うこと
- ③ 「通常のサービス利用とみなされること」及び、「利用者負担が発生すること」について、事前に保護者へ説明し、同意を得ること
- ④ 実績記録票に、「訪問（電話等）による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、保護者の押印を得ること
- ⑤ 相談内容について記録すること

これについて、「〇〇分以上支援をしなければならない」といった制限は設けませんが、通常の欠席連絡にとどまる場合には、欠席時対応加算での対応としてください。

また、この取り扱いにより請求の対象とすることに伴う支給日数の増は、原則として行いません。

6 保育所等訪問支援の特例について

従前から保育所等訪問支援を実施していた児童について、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定できることとします。これについては、上記5の取り扱いの通りとします。（条件のうち、①については、「訪問先が休業していること」と読み替えます。）

問合せ先

横浜市こども青少年局

障害児福祉保健課 酒井 柄 笠木 青木

電話：045-671-4279

FAX：045-663-2304

こ障福第 3473 号
令和 2 年 3 月 12 日

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 4）

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症への対応について、令和 2 年 2 月 28 日、3 月 5 日にそれぞれ通知を発出しましたが、問い合わせの多い事項等について、横浜市内の扱いを以下の通り補足いたします。

1 横浜市立学校の状況について

横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校における臨時休業は、令和 2 年 3 月 24 日（火）まで延長されています。詳細は別紙をご参照ください。

2 卒業式や修了式における請求区分について

横浜市立の学校に通う児童生徒については、卒業式を実施する日を含め、3 月 24 日まで学校休業日として扱ってください。

横浜市立の学校においては、令和 2 年 3 月 25 日は修了式が実施されるため、「放課後」の区分で請求してください。ただし、既に卒業式を終えている小学校 6 年生、中学校 3 年生、高校 3 年生については学校休業日として扱ってください。

なお、上記に関わらず、横浜市立の学校において修了式を分散して実施する場合には、修了式を実施する学年・学部の児童生徒について、「放課後」の区分で請求してください。

3 定員超過減算の取り扱いについて

(1) 1 日の受け入れについて（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・表中(1)に該当する場合）

事業所での受け入れ人数と、居宅等で支援を行ったことでサービス提供したとみなした人数の合算が、定員の 150%を超える場合には、定員超過減算を適用します。

(2) 過去 3 月間の平均について（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・表中(2)に該当する場合）

過去 3 月間の利用児童の数の平均値が利用定員に 3 を加えて得た数（利用定員が 12 人以上の場合は利用定員に 100 分の 125 を乗じて得た数）を超えた場合の減算については、当該減算が過去 3 か月の平均利用児童数を参照していることを踏まえ、学校の臨時休業が 3 月 24 日までである限り、当該減算についての緩和措置は行いません。

4 これまでの取り扱いの延長について

令和2年2月28日及び令和2年3月5日に当課から発出した通知の内容は、3月24日までの取り扱いとすることとします。

5 その他

各事業者の皆さまには、今回このような取り扱いがなされている経緯・趣旨を踏まえ、適正な運用がなされるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4279

FAX：045-663-2304

校 長
校長代理

教 育 長

小学校、中学校及び高等学校等における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和2年2月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年3月3日から3月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ1週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

1 一斉臨時休業の延長期間

令和2年3月14日（土）～令和2年3月24日（火）

（ただし、卒業式の実施日を除きます）

※上記期間を含め3月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。

※卒業式に出席できる児童生徒は、すでに通知しているとおり、卒業生のみです。

※卒業式には義務教育学校前期課程の修了式を含みます。

2 修了式等の実施に当たって

（1）実施日

令和2年3月25日（水）とします。

ただし、学校規模等によっては、感染リスク対策の観点から、24日（火）、25日（水）の両日を修了式等の実施日として、児童生徒を分散して登下校させることも可能とします。

（2）修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。また、学校の規模等により、多くの児童生徒が同時刻に学校にいることが懸念される場合は、登下校時間を調整するなどご検討ください。なお当日は、2時間程度の短時間の登校とし、昼食はなしとします。

（3）出席簿上の扱いについて

課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和2年3月5日 教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応〔（韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加）3/2 現在〕と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

引き続き、延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても対応してください。ただし、26日（木）以降の学年末休業・春季休業は、実施しません。卒業式実施日の緊急受け入れについては、現在調整中です。別途通知します。

4 卒業式について

令和2年2月26日教健第3378号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和2年3月5日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。

特別支援学校長

教 育 長

特別支援学校における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和2年2月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年3月3日から3月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ1週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

1 一斉臨時休業の延長期間

令和2年3月14日（土）～令和2年3月24日（火）

（ただし、卒業式の実施日を除きます）

※スクールバス等は運行します。

※給食は、各学校の年間計画とおりに実施します。

※上記期間中及び3月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。

※卒業式への参加は、すでに通知しているとおりに、卒業生とその保護者のみです。

2 修了式等の実施に当たって

（1）実施日

同一日にすべての学部・学年で修了式等を実施する場合は令和2年3月25日（水）とします。

日を分けて学部ごと等に分散して修了式等を実施する場合は、最終日が令和2年3月25日（水）となるように設定してください。

（2）修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。

全校一斉に登校するのではなく、大きな集団となることを避けたり、登下校中のスクールバス等での感染を予防したりする観点から、例えば学部ごとに分けて修了式等を実施したり、または在籍幼児児童生徒の3分の1ずつ登校日を指定し1日の登校する幼児児童生徒の数を減らして修了式等を実施したりするなど、各学校の状況に応じて実施方法を決定してください。

また、同一日に修了式等を実施する場合でも、通常の登校時間をずらして、通学時の混雑を避ける、学部ごとに集合時間を変えて登校させる等の工夫もご検討ください。

(3) 出席簿上の扱いについて

修了式実施日は課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和2年3月5日 教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応〔(韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加)3/2 現在〕と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても引き続き対応してください。

原則として、卒業式の日も緊急受け入れは実施します。

ただし、各学校の状況に応じて、卒業式当日の緊急受け入れを中止や短縮することも可とします。その場合には、保護者への事前周知、放課後デイサービス事業者等との十分な連携等、幼児児童生徒・保護者に混乱のないよう配慮をお願いいたします。

26日(木)以降の学年末休業・春季休業期間中は、実施しません。

4 卒業式について

令和2年2月26日教健第3378号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和2年3月5日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。